

阿賀町まなびの森交流館
「緑泉寮」

寮 則

1. 総則

- (1) この寮則は、「阿賀町まなびの森交流館設置及び管理に関する条例」及び「阿賀町まなびの森交流館設置及び管理に関する条例施行規則」に基づき、寮生相互の協力と努力によって、より良い人間形成の場と学習環境をつくり、阿賀町及び新潟県立阿賀黎明高等学校の教育目標を達成することを目的とする。
- (2) 寮の名称を、阿賀町まなびの森交流館「緑泉寮」とする。
- (3) 寮生は、この寮則のほか、阿賀黎明高等学校の諸規定及び別途定める「阿賀町まなびの森交流館「緑泉寮」生活の手引き」を遵守すること。
- (4) 寮則および「阿賀町まなびの森交流館「緑泉寮」生活の手引き」に従わない場合に起きる問題に対し、寮として責任を負いかねる。

2. 寮生の心得

- (1) あいさつ、言葉遣いなど社会の一員として必要な態度、礼節を身につけること。
- (2) 自らの健康状態を把握し、自主的な健康の保持増進に努めること。
- (3) 部屋の内外を問わず、所定の場所以外にゴミを放置せず、常に清潔で明るく整理・整頓し、環境の美化に努めること。またゴミの分別は阿賀町の分別基準に従うこと。
- (4) 他の寮生の生活を妨げる行為をしないこと。
- (5) 地域住民等の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 寮生活がより充実し豊かなものになるよう、寮生同士で協力すること。
- (7) 節電、節水に努めること。
- (8) 建物、付属設備、備品、用具等を大切にすること。
- (9) 共有スペースに私物を放置しないこと。

3. 禁止事項

- (1) 建物、付属施設の破損および汚損行為。
- (2) 備品類の移動。
- (3) 寮生同士の金銭の貸借、金品の貸借及び売買。
- (4) 他の寮生居室への立ち入り。居室変更、貸借。
- (5) 寮内での危険物の使用。寮生単独での火気使用。
- (6) 食堂、談話スペース以外での食事。食器、調味料等の持ち出し。
- (7) みだりに下級生を使用すること。

- (8) 職員が必要と認める者と寮生以外の者の寮区域への出入り、宿泊。
- (9) 怠学に伴う遅刻、欠席、早退。
- (10) 飲酒・喫煙・麻薬・薬物等の使用。
- (11) ペットの飼育及び持ち込み。
- (12) 宗教等の勧誘行為。

4. 定員等

- (1) 定員は28名とする。
- (2) 各居室の定員は2名とする。

5. 寮費

- (1) 寮費は、月額80,000円とする。
- (2) 寮費には、朝昼夕食、光熱水費、家賃、施設及び敷地内の維持管理費が含まれる。
- (3) 寮費は、欠食や閉寮期間等に伴う変動はなく、毎月定額とする。
- (4) 月額の寮費（減免の決定があった場合は減免後の金額）のうち、半額分は阿賀町が毎月補助する。
- (5) 保護者は、毎月末までに当月分を指定された口座に納入する。

6. 寮費の減額、免除

- (1) 阿賀町まなびの森交流館設置及び管理に関する条例施行規則第5条に基づき、寮費を減額又は免除することができる。
- (2) 減免を希望する者は、減免を希望する月の前日までに、既定の届けを町又は指定管理受託者に提出すること。

7. 退寮

- (1) 退寮を希望する者は、事前に阿賀黎明高等学校担任等と相談の上、退寮希望日の30日前までに、既定の届けを町又は指定管理受託者に提出すること。
- (2) 町又は指定管理受託者は、以下の項目に該当する者に退寮または寮の利用制限を命ずることができる。
 - ・ 寮費の納入を2か月以上滞納した者
 - ・ ハウスマスターの指示に従わない者
 - ・ 阿賀黎明高等学校の校則に基づいた指導に従わない者
 - ・ 飲酒、喫煙、窃盗、いじめ、暴力など法令に違反した者
 - ・ 寮及び別館浴室の立ち入りと時間制限がある区域に、ハウスマス

ターの許可なく出入りした者・させた者、その行為を黙認した者、
直ちにハウスマスターに報告しなかった者

- ・ 部外者を無断で出入り、宿泊させた者、その行為を黙認した者、直ちにハウスマスターに報告しなかった者
- ・ 異性の居室内に立ち入った者、立ち入らせた者
- ・ 「寮則」及び「緑泉寮生活の手引き」に違反し、改善が見込めない者

8. その他

寮の施設概要、備品類、生活のきまりなどについては、別途「阿賀町まなびの森交流館「緑泉寮」生活の手引き」にて定めるものとする。